

# 保護者の皆様へ スマホやゲーム機を持たせる場合は 家庭の話し合いとフィルタリングで安全なネット環境を!

インターネットに接続できるスマホなどの携帯端末(ゲーム機、音楽プレーヤー等も含む)は、使い方を間違えると、気づかないうちに子どもが危険に巻き込まれたり、他人の心を傷つけたりするなど、被害者にも、加害者にもなる可能性があります。また、前頭葉機能の発達段階である小・中学生では、スマホ・ネット依存が脳機能の発達を妨げる可能性も指摘されています。

お子さんにスマホやゲーム機を持たせる場合は保護者として責任が伴います。携帯端末の使用について、保護者が手本となることが大切です。

## 家庭で話し合い、安全に使える環境を整えましょう

まずは、子どもたちが「どのようにインターネットを利用しているか知ること」が重要です。わからないことがあれば、興味をもってお子さんに尋ねたり、以下について話し合ったりしてみましょう。

- ・ネットいじめをしないためにどうするかについて
- ・スマホ等を持っていないと困る時、使わなくてもよい時について
- ・ゲーム課金やネットショッピングの可否や上限について
- ・周囲への迷惑となる行為について
- ・友人の家等にもルールがあることについて
- ・どんな時に保護者に相談するべきかについて
- ・ルールを守れなかった場合はどうするかについて



青森県警察少年女性安全課は、オリジナルソングにのせ、小中学生や高校生、保護者にインターネットの安全な利用を喚起する動画「STOP! ネットトラブル」を県警Webサイトで公開しています。

[https://www.police.pref.aomori.jp/seianbu/syounen/net\\_douga.html](https://www.police.pref.aomori.jp/seianbu/syounen/net_douga.html)



## フィルタリングを活用しましょう

「青少年インターネット環境整備法」により、保護者は携帯電話等の契約時に18歳未満の者の利用を携帯電話会社に申し出る義務があります。さらに、フィルタリングの設定も重要ですが、設定したから安心というわけではありません。フィルタリングにもブラウザ型とアプリ型等の種類や効果を発揮する条件があるため、保護者が知識や情報を得ることが大切です。

具体的には、スマホでは  
①携帯電話回線による接続、②無線LAN回線による接続  
③アプリによる接続  
に対応するフィルタリングが必要です。

詳しくは携帯電話販売店に確認してください。また、どんなサイトにアクセスしているかなど、保護者が子どもの使用状況を把握する必要があります。

平成29年に実施された全国調査によると、コミュニティサイトがきっかけで**犯罪被害に遭った子どもについて、ネット接続手段の87.7%がスマートフォン、そのうち91.6%がフィルタリングを利用していません**でした。

【青森県内でのサイト介在の福祉犯の状況】※単位：人

学識別	合計		小学生		中学生		高校生		有職少年		無職少年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成30年中	20	17	0	0	4	3	15	13	1	1	0	0
出会い系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他ウェブサイト	20	17	0	0	4	3	15	13	1	1	0	0
平成29年中	21	19	0	0	7	6	12	12	1	1	1	0
出会い系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他ウェブサイト	21	19	0	0	7	6	12	12	1	1	1	0

〈中学生・高校生女子が多く被害に遭っています!〉

## 相談・通報窓口



お家や学校のことで困ったら、一人で悩まずに相談してね!

### インターネットのトラブルなどの相談

ヤングテレホン(青森県警察本部少年女性安全課)  
0120-58-7867 ※8:30~17:15 (土、日、祝日、年末年始を除く)

### 全国共通の消費生活に関する電話相談ダイヤル

消費者ホットライン  
188 ※お近くの消費生活センターにつながります。(年末年始を除く)

### ネット依存の相談

青森県医師会子どものネット依存(健康被害)相談窓口 「相談専用電話」017-757-9888

※月~金 13:00~16:00(祭日は除く) 相談対象 青森県内に在住する児童・生徒(小中学生、高校生)及び保護者、青森県内の教育関係者

### ネット上のいじめや有害情報を発見したら

ネットいじめ等に関する情報提供・相談窓口(青森県教育庁)  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/mimamori.html>



### ネット上の犯罪行為を発見した・犯罪に巻き込まれたら

県警察本部 警察安全相談室(青森県警察本部警察相談室)  
017-735-9110 または #9110

### 子どもの人権問題に関する相談

みんなの人権110番 子どもの人権110番(法務局)  
0570-003-110 0120-007-110  
※8:30~17:15(土、日、祝日、年末年始を除く)

大人のみなさん、周りの子どもたちがネットで困っていませんか? よく見て、知ろうとしてください。

ネットや、スマホの使い方家族で話し合って、ルールを決めておこう。

ネット安全利用啓発リーフレット(小学生用)

# インターネットでキズつけない! キズつかない!

その写真、その動画は大丈夫? 誰かに見せたい! その気持ち、UPの前で、ちょっと待って!



だれかをキズつけて心を満たす、ネットいじめ、絶対にだめ!



いつの間にか住所や名前が...! 自分で守ろう、個人情報。

フィルタリングはあたりまえ! 使い方に合わせて設定するとより有効だよ。

楽しいはずのインターネットで、思わぬトラブル! タップする前に、クリックする前に「ちょっと待って!」ルールを守って楽しく安全にネットしましょう!

## ネットいじめ、絶対にしない

### 他の人の悪口やウソは、絶対に書き込まない

他の人への悪口やウソの書き込みをして、相手を傷つけたり、仲間はずれにしたりする「ネットいじめ」は絶対にしてはいけません。

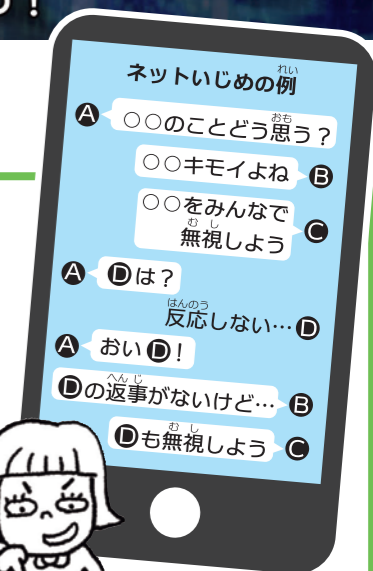
また、相手がいやがるようなメッセージや写真も送ってはいけません。

### いじめやトラブルなどの相談

24時間子供 SOSダイヤル(青森県教育庁) 24時間対応

017-734-9188 または 0120-0-78310

だれ 悪口やウソの情報を書き込むことは犯罪となる場合があります。



ネットの中でも、みんなの生活で大切にしたいよ!



健康 使いすぎでない? スマホやゲームの時間を考えよう

家庭で時間のルールを決めましょう

メール、SNS、ゲームに夢中になって、寝る時間を過ぎていないか? そうならないために、家族や友達と使う時間についてルールを決めておきましょう。

そして、1日中スマホやネット、ゲームばかりの生活ではなく、「家族との会話」「勉強」「食事」「すいみん」などの時間も大切にしましょう。とくに、ベッドや布団の中では使わないようにしましょう。

【時間のルール例】

「スマホは1日2時間まで」、  
「夜9時を過ぎたら使わない」など

小学生や中学生が、1日中スマホやネットばかりをしていると、どんどん育つはずの脳が育たなくなってしまうことも心配されているので注意しましょう。

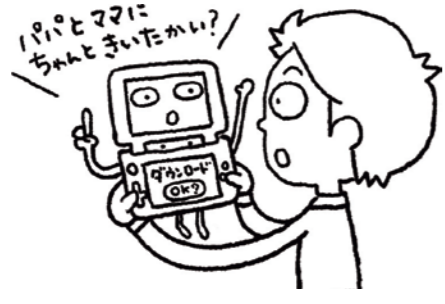
小学生や中学生が、1日中スマホやネットばかりをしていると、どんどん育つはずの脳が育たなくなってしまうことも心配されているので注意しましょう。



ゲームやメール、ネットを楽しむために気をつけること

ゲームで楽しく遊ぶためのルール

子どもから大人まで、多くの人が楽しんでいるオンラインゲーム。無料で遊べると書いてあっても、あとからお金がかかることもあります。自分で勝手に手を出さず、お父さん、お母さんに相談しましょう。ゲームアプリをダウンロードしたい時、ゲームの中のアイテムが欲しい時も、必ず相談しましょう。



メールに返信する時も、ネットを見る時もよく考えて

知らない人からのメールに簡単に返信を出すと、悪いサイトにつながって、タップやクリックするだけで「お金を払え!」と言われることがあります。インターネットを使う時には、良いサイトと悪いサイトがあるので、よく考えましょう。そして必ず、お父さん、お母さんに相談しましょう。



トラブル 情報発信によるトラブル

写真や動画をネットに送る前によく考えて

サイトに写真や動画などを一度送ると、あとで恥ずかしくなって「消したい!」と思っても完全に消し去ることはできません。おもしろいとか楽しいとかというだけで送らないで、あとのこともよく考えましょう。

また、他の人がいやがるような写真なども、撮ったり送ったりしてはいけません。

写真や動画をSNSにあげる時や、だれかに送る時は、まずお父さんやお母さんに相談しましょう。

自分や他の人の名前や住所などは、絶対に書き込まない

自分の名前や住所などの書き込みをしてはいけません。名前や住所が手がかかりになって、危ないことに巻き込まれるかもしれません。自分だけでなく、家族や友達の名前や住所も、書きこんではいけません。

ネットにあげた写真に自分の家や学校が写っていると、知らない人に住んでいる場所を調べられ、つきまとわれることもあります。



※SNS...

LINE(ライン)やTwitter(ツイッター)等のように、友人や知人・共通の趣味を持つ人達とインターネット上でメッセージのやりとりをするサービスのこと。Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。

保護者の皆様へ

10歳に満たない子どもたちが普通にインターネットを使う時代

9歳以下の子どものインターネット利用率  
内閣府の調査(9歳以下の子どもを持つ保護者対象[平成29年5月実施])によると、ゲーム機、スマートフォン、学習用タブレット、子ども用携帯電話のほか、何らかの機器でインターネットを利用している子どもは約4割。

1人で操作することがある子どもの割合  
そのうち、一人で操作することがある子どもは7割を超えています。内容は、動画視聴(85.4%)、ゲーム(65.8%)、知育(30.4%)の順に多く、平均利用時間は1日当たり60分程度となっています。

インターネット利用は低年齢化している  
インターネットを使わせていると回答した保護者の4人に1人が「注意しても子どもがインターネットをやめない」と答えており、インターネットを巡る問題は低年齢化の一途を辿っているようです。



健康や発達に影響が出てこないか心配

発達途中にある子どもがデジタル機器を使うことによる直接の影響は、まだよくわかっていません。しかし、寝る前の使用は脳を興奮状態にし、良質な睡眠を妨げるとも言われています。

スマホは勉強や学習補助にも使われます。思い込みでしからないで!

インターネットが当たり前にある時代に生まれて育った世代は、ネットを活用する術をいろいろ心得ています。勉強や試験対策にSNSや動画サービスを利用する子どもが増えており、「スマホを操作している」イコール「遊んでいる」とは限りません。インターネットの利用目的が気になる時は興味をもって尋ね、子どもの使い方の把握に努めましょう。ネット関連の話題で会話するのも、使い方を知るための有効な手段です。

